

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第1次回答

管理番号

28

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度に係る情報連携における情報提供ネットワークシステムについて同一地方公共団体内の情報照会を可能とするよう見直すこと

## 提案団体

長崎県、九州地方知事会

## 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度に係る情報連携において、中間サーバーに登録した情報連携の対象となる情報の取扱いに関し、同一地方公共団体内においても情報照会を可能とすること。

## 具体的な支障事例

現在の情報提供ネットワークシステムの仕様では、情報連携が認められている事務であっても、同一地方公共団体内(同じ中間サーバーに情報登録している所属間)では情報提供ネットワークを介した情報照会ができないため、従来同様、ペーパーベースでの情報確認が生じている。

例えば、当県 A 課が情報提供者である情報を、情報連携が認められている事務であっても当県 B 課は情報提供ネットワークシステムを介して情報照会することができない(知事部局と教育部局間等、庁内他機関間での照会を除く)。

情報連携に関し、国は統合宛名システムを活用した庁内連携体制の構築を推奨しているが、国が示した中間サーバー仕様書の内容では、庁内情報連携に係る機能の付加を必須としているわけではない。地方公共団体は国が示した共通仕様書を基に統合宛名システムの導入を進めており、当県においては副本を「保有しない」設定となっているため、庁内連携は一時情報提供によるもののみ実施可能な状態となっている。統合宛名システムの設定を今後変更し、副本を「保有する」設定に変更したとしても、その時点以降から新規に登録される副本データからのみ内部副本(中間サーバーにある副本の副本)で管理することとなるため、照会応答結果が不十分となる可能性がある。また、内部副本は、副本および正本との整合性を確保するための管理が難しい。この課題を解決するためには、国が整備している情報提供ネットワークシステムを通じて、同一地方公共団体内でも情報照会が可能となるよう、仕様変更が不可欠であると考えます。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

情報提供ネットワークを介した情報照会の範囲が同一地方公共団体内にも拡大されれば、行政事務の効率化を図ることができ、ひいては国民の利便性が向上する。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、八尾市、岡山県、宮崎県

○当市においても、左記支障事例が生じた場合、住民登録担当課の職員において住民基本台帳ネットワークシステムを通じて照会を行っているが、照会件数が膨大な数になるケースがあり、相当の事務負担が生じている。情報提供ネットワークシステムを通じて、他部署においても簡易に情報照会が可能となるよう要望するものである。

#### 各府省からの第1次回答

番号利用事務に関して地方公共団体内においてA課からB課への特定個人情報の庁内連携を行うことについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）上、各自治体において条例を定めることにより実施可能と考えている。

なお、提案団体は、情報提供ネットワークシステム及び自治体中間サーバーを利用して庁内連携することを提案しているが、情報提供ネットワークシステムについては、番号法第19条第8号又は第9号の規定による、異なる行政機関等の間での特定個人情報の提供を管理するために内閣総理大臣が設置しているものである。

また、中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の対象となる特定個人情報の副本を保存・管理し、既存の業務システムとの情報の授受の仲介、記録の管理等を行うために整備されているものであり、自治体中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が全ての自治体から委任を受けて、自治体中間サーバープラットフォームに共同化・集約化して整備・運用している。

以上のとおり、情報提供ネットワークシステム及び自治体中間サーバーは、制度上もシステム設計上も、同一地方公共団体内の庁内における情報連携を行うことを前提としているものではない。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

56

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

障害福祉等各制度の申請に係る医師の意見書や診断書等の電子的方法での提出を可能とすることによる行政手続のオンライン化

### 提案団体

茨木市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的内容

障害福祉等各制度の申請の際に添付が必要な医師の意見書や診断書等について、従来の紙媒体による提出に加え、電子的方法による提出を可能とする。

具体的な方法は、①若しくは②のいずれかを想定。

①診断書・意見書等の内容を、医療機関が定型の電子フォームに入力、送信することを可能とする。

②紙の診断書・意見書等をPDF等の電子データで送信することを可能にする。

上記と併せて、エクセル等による全国統一の電子ファイルまたは入力フォームをお示しいただきたい。

### 具体的な支障事例

行政手続に係る添付資料の省略については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に規定があるが、これには医師の診断書・意見書等は含まれず、障害福祉分野等における行政手続のオンライン化が進まない。そのため、以下のような事務において障害者は医師のもとへ意見書等を取りに行く必要があり、行政手続きのオンライン化のメリットを享受できていない。

#### 【具体的事務】

都道府県への進達を要する事務…身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院、更生医療)、特別児童扶養手当制度(中でも自立支援医療(精神通院)は対象者の多い障害福祉制度である。)

市町村完結事務…障害福祉サービス介護給付費に係る障害者支援区分認定(介護保険要介護認定も類似事務)、障害児福祉手当、特別障害者手当制度(中でも障害支援区分認定事務は対象者の多い障害福祉制度である。)

市町村における行政手続のオンライン化が進まない背景の一つとして、市町村から都道府県への進達を要する事務において、都道府県側のオンライン事務体制が整っていないことが挙げられ、市町村だけがオンライン申請に対応しても効果が得られない。そのため、市町村だけではなく都道府県も含めて電子データで申請書および医師の意見書等の添付書類を受けられる一体的な環境整備が必要であるが、上記事務の添付書類の電子的方法による提出がその端緒となることを期待して、本件提案に至った。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

オンライン申請が可能になり、障害者の利便性が向上し、医療機関による診断書・意見書の作成の負担が軽減する。行政機関のペーパーレス化が進み、事務処理の迅速化、検索性の向上、省スペース化等の業務効率の向上が期待できる。

## 根拠法令等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条、身体障害者福祉法第 15 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 7 条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第 1 条、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第 2 条及び第 15 条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第 6 条、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第 10 条、介護保険法第 27 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、前橋市、神奈川県、長野県、飯田市、豊橋市、半田市、大阪府、加古川市、笠岡市、山口市、高知県、大村市、熊本市

○障害者等にとって障害福祉サービスを受けるために都度必要となる医師の意見書の申請・受取の負担は大きく、オンライン申請などの活用促進はその負担が大きく軽減され、もって障害者総合支援法の基本理念である「障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資する」ものであることから本提案に大いに賛同する。  
○当県においても、行政手続のオンライン化を推進する上で、医師の診断書等の原本添付がオンライン化の阻害要因となっている手続が存在する。

## 各府省からの第 1 次回答

現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和 3 年 6 月 1 日規制改革推進会議）に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を 2025 年までにオンライン化する検討を進めている。  
その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、デジタル庁が e-gov やマイナポータルの活用拡大等の検討を含め、共通基盤の整備を行うこととしている。  
こうした方針を踏まえ、引き続き検討を進めていく。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

97

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県経由事務の廃止

### 提案団体

新潟県、岐阜県

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的内容

管理栄養士免許の各種申請(免許申請、免許証書換え交付申請、名簿訂正申請、免許証再交付申請、登録抹消申請)について、オンラインで申請された場合の都道府県経由事務の廃止を求める。

### 具体的な支障事例

管理栄養士免許の各種申請について、申請者の住所地を管轄する都道府県を経由することとされている。手数料も収入印紙で国庫に入り、都道府県は経由するだけなのに、戸籍謄本の住所氏名等との照合や栄養士免許の確認などの事務負担が生じている。

なお、当県の場合、令和3年度には①免許申請:133件、②免許証書換え交付申請:7件、③免許証再交付申請:1件、④免許証書換え交付申請と免許証再交付申請を同時に行うケース:4件の案件があり、保健所及び本庁での受付審査にそれぞれ①:80分、②及び③:40分、④:50分程度の時間を要した。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の事務負担が軽減される。

### 根拠法令等

栄養士法施行令第1条、第3条、第4条、第5条、第6条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、山梨県、長野県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

〇当市においては、申請者から申請書類等の審査を行い県に進達を行うとともに、発行された免許証を県経由で受理し、申請者に対し交付している。

県を経由していることから、申請から交付まで約4か月間、また、登録済み証についても発行までに1~2か月間要しており、その間申請者から進捗状況の問合せが多く寄せられている。

以上のことから、オンライン申請により県を経由することがなくなれば、免許証及び登録済み証の交付期間が短縮されることとなり、申請者においてはメリットが感じられることになると思われ、また当市においては申請者からの問合せ件数の減少に繋がる可能性がある。

〇当県での令和3年度の処理件数について、①免許申請:90件、②名簿訂正書換申請:74件、③再交付申請:11件があり、書換と再交付の同時申請に関するケースは1件あった。

○当県の場合、令和3年度には①免許申請:508件、②免許証書換え交付申請:237件、③免許証再交付申請:18件の案件があり、保健所及び本庁でそれぞれ受付審査を行っている。審査は複数名で行っており、審査にかかる時間は約1分/件程度であるが、不備があった場合は、確認・補正等に相当期間要する。

○当県では平成31年4月に開校した管理栄養士養成校が開設4年目を迎え卒業生(80人程度)が輩出することもあり、栄養士および管理栄養士免許の事務作業が大幅に増加する見込みである。

令和4年度の新規免許取得者は130件近く予定しており、例年の免許申請数より著しい増加が見込まれる。(令和3年度管理栄養士免許新規申請者は49件)

事務処理増加に伴う職員の配置増はなく、担当職員の業務負担が大きくなる見込みである。加えてオンライン申請の開始により、申請者からのオンラインシステムに関する問い合わせ対応等の業務が増えることも懸念される。

オンライン申請は保健所(窓口)を介さない手法ということで立案されたと認識しているが、保健所を介さないことにより、本庁で確認作業や差し替えの依頼を実施することとなり、事務負担が大きくなる恐れがある。

以上のことからオンライン申請(保健所窓口を介さない申請)については都道府県経由事務の廃止を求める。

○当県も同様に、都道府県は経由するだけなのに、戸籍謄本の住所氏名等との照合や栄養士免許の確認などの事務負担が生じている。

### 各府省からの第1次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行くとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の検討において、管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化についても関係省庁とも協議の上、検討を行っているところである。

都道府県経由事務については、一連の免許関連手続のうちどの程度までオンライン化が可能かは今後の検討によるものの、可能な限り事務負担が軽減されるよう、引き続き管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化の検討の中で議論を行うこととしたい。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

113

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

調理師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

### 提案団体

関西広域連合

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

### 求める措置の具体的内容

調理師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。

### 具体的な支障事例

調理師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。

当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費やしている。

このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている調理師名簿訂正申請(調理師法施行令第11条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。

この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、調理師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付 4,463件、書換交付 1,223件、再交付 1,277件

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調理師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。

特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的

にも経費的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。

#### 根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 11、第 30 条の 15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第 19 条第8号、別表第一、別表第二、調理師法施行令第1条、第 11 条、調理師法施行規則第1条第2項第2号

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、川崎市、広島市、高知県、那覇市

—

#### 各府省からの第 1 次回答

御提案の調理師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

製菓衛生師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

### 提案団体

関西広域連合

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

### 求める措置の具体的内容

製菓衛生師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。

### 具体的な支障事例

製菓衛生師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。

当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費やしている。

このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている製菓衛生師名簿訂正申請(製菓衛生師法施行令第3条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。

この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、製菓衛生師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付 1,113 件、書換交付 157 件、再交付 80 件

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

製菓衛生師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。

特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者

の手續負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経費的にも手續の合理化や事務の効率化が望める。

#### 根拠法令等

住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、製菓衛生師法施行令第1条、第3条、製菓衛生師法施行規則第1条第2項第1号

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、高崎市、川崎市、広島市、福岡県、那覇市

—

#### 各府省からの第1次回答

御提案の製菓衛生師免許関係手續のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

115

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

### 提案事項(事項名)

全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

### 提案団体

関西広域連合

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、国土交通省

### 求める措置の具体的内容

全国通訳案内士の登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるよう求める。

### 具体的な支障事例

全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士試験に合格後、居住する都道府県の知事の登録を受けなければならない。登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。変更の届出に当たっては、当該変更が行われたことを証する書面を添付する必要がある。

そのため、変更の届出を行おうとする者にとって、当該変更が行われたことを証する書面(住所地の変更の場合には住民票の写し、氏名の変更の場合には戸籍抄本など)の準備に係る手間や費用の負担が生じているとともに、府県の事務を一元的に実施している当団体にとっても、変更の届出を行おうとする者への説明や書類の確認が手間となっている。

また、資格保有者には登録事項に変更があった場合の届出が義務付けられているが、実態としては、登録事項に変更があっても届出がなされていないことも多いと認識している。現在は、変更の届出がなされていない場合にそのことを把握する手段がないため、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考えている。

さらに、過去に変更の届出がなされないまま複数回の氏名の変更があった場合等、変更の届出をしようとする時点での書面では変更の経緯が確認できないケースでは、当団体の全国通訳案内士登録簿と一致するまで遡って確認する必要があるため、改製原戸籍謄本まで取り寄せるよう依頼する必要が生じることもあり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方にとってさらに大きな負担となっている。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、住民票の写しや戸籍抄本の添付の省略が可能となり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方の負担軽減となる。

### 根拠法令等

通訳案内士法第20条、第23条、通訳案内士法施行規則第16条、第19条第1項、住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県

○全国通訳案内士試験合格後、当県で新規登録をする際、また住所や氏名が変更になった際には、窓口での申請を行っている。その際には本人確認や変更内容を証する書面として、住民票や戸籍謄本、戸籍抄本等の提出を求めている。上記の書類を取得する際に手数料がかかってしまうことに加え、変更の履歴が確認できない場合(住民票を移していない等の理由により発生)がある。後者においては、本籍地や以前住んでいた地域の自治体など複数に連絡を取る必要があり、申請者にとっても自治体にとっても大きな負担となる。

「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できるようにすることで、申請者は書類の提出量が減り、手数料(本人確認や変更内容を証する書面を取得する際の手数料を指す)の負担がなくなる。また自治体は対応時間の短縮、申請の簡素化が見込める。

○当県においても、登録者の住所・氏名等の変更の届出が速やかに行われていない事例がみられ、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考える。

○当県でも、転居を複数回行った後に申請されるケースや、氏名変更による変更届出を忘れており、転居時に合わせて変更の届出を行うケースが見受けられるが、そもそも現登録証の登録行政庁での登録の事実の確認と、現住所の証明書類があれば、その間の履歴を確認する必要性は低いと思われる。

なお、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、届出にかかる手続きの簡略化が図れるのであれば、登録行政庁及び通訳案内士本人、双方の負担軽減となると考える。

#### 各府省からの第1次回答

御提案の通訳案内士登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

116

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

クリーニング師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

### 提案団体

関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

### 求める措置の具体的内容

クリーニング師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。

### 具体的な支障事例

クリーニング師の免許申請、名簿の訂正、免許証訂正及び再交付の申請については、現在、申請に伴う添付書類について書面により提出を求めている。このうち、原簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。

当初の免許証交付時点から長年経過した後の訂正交付や再交付の申請、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、原簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改製原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費やしている。

また、資格保有者が免許証訂正申請(クリーニング業法施行規則第8条)の手続きを怠り、義務どおりに履行されていない場合も考えられる。

この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。また、同システムでは、自動的に登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者に対して届出勧奨を行うことも考えられており、免許証訂正申請の手続きを促す効果も期待される。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされており、クリーニング師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度提案団体処理件数計:新規交付60件、訂正交付3件、再交付7件

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

クリーニング師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。

特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経費的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。

## 根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 11、第 30 条の 15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第 19 条第8号、別表第一、別表第二、クリーニング業法第 8 条、クリーニング業法施行令第 1 条、クリーニング業法施行規則第 4 条第 1 号、第 8 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、群馬県、高崎市、大阪府、高知県、大分県、沖縄県、那覇市

○資格保有者が免許証訂正の手続きを怠っていることも考えられるため、手続きを促すためにも、システム活用は有効であるとする。

○クリーニング師の免許の名簿訂正、免許証訂正において、過去何回も戸籍の変更があり、他県も含めて複数回の戸籍取り寄せをしてもらうことになり、申請者に対し、負担を強いた。

## 各府省からの第 1 次回答

御提案のクリーニング師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

117

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

### 提案団体

関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

### 求める措置の具体的内容

登録販売者登録関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。

### 具体的な支障事例

販売従事登録の登録申請、登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者にとって大きな負担となっている。

当初の登録証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。

このような事態が生ずる原因のひとつには、資格保有者に義務付けている登録販売者名簿の登録事項変更届出(医薬品医療機器等法施行規則第159条の9第1項)が義務どおりに履行されないことにある。このようなケースでは、資格保有者が登録証の呈示を必要とした際、当初登録以後の本籍地変更や改姓(結婚、離婚等)等で手元の登録証が使えなかったり、登録証を紛失していたりして、現在の氏名等が表示された登録証が必要と判明してはじめて届出がされる。

この登録関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を府県内全ての所管部署(本庁、保健所等)において活用できれば大きな改善が見込まれる。例えば、同システムによって、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握する等の作業を全て自動的に行うことで、現場における支障の発生そのものを抑制する活用も考えられる。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、登録販売者が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度提案団体処理件数計:新規登録2,659件、書換交付272件、再交付80件

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

登録販売者関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減される。

ただし、住民票や戸籍抄(謄)本等以外の添付書類がデジタル化しなければ全面的なデジタル化は困難。

## 根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 11、第 30 条の 15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項、第 19 条第 8 号、別表第一、別表第二、医薬品医療機器等法第 36 条の 8 第 2 項、医薬品医療機器等法施行規則第 159 条の 7 第 2 項第 2 号、第 159 条の 9、第 159 条の 11 第 2 項、第 159 条の 12 第 2 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、滋賀県、山口県、高知県、大分県、沖縄県、那覇市

○販売従事登録の登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、登録を受けた都道府県知事あてに提出することとされているため、引っ越し等による戸籍抄本等の取り寄せに時間を要することがある。また、登録事項変更届については、事由の生じた日から 30 日以内に届出することとされており、時間的な制約もある。申請書等に添付が求められている届出の原因となる事実を証する書類の電子化が図られれば、申請者の負担を減らすことができる。

## 各府省からの第 1 次回答

御提案の販売従事登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況を踏まえて、ご指摘の「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用も含め、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

143

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

### 提案事項(事項名)

マイナンバーを活用して、行政手続に係る手数料等の口座引落を可能とすること

### 提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

### 求める措置の具体的内容

マイナンバーを活用した特定公的給付における預貯金口座の登録制度が開始することから、同様に、マイナンバーを活用して、行政手続に係る手数料等を、事前に登録した口座から引き落とすことが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正する等、必要な環境整備を求める。

### 具体的な支障事例

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)にも盛り込まれている、行政手続におけるキャッシュレス化の推進に向け、本県においては、行政手続における手数料等について、クレジットカード等による電子納付を可能とする予定であるが、クレジットカードやQRコードによる決済手段を持たない申請者は、メリットを享受できないほか、当県においても、指定納付受託者の指定や決済手数料等の支払いが必要となり、一定の負担が生じる。

(背景)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」での利用が可能となった。これにより、預貯金口座の登録等がなされることから、この情報を活用し、行政手続に係る手数料等の引落を可能とすることで、住民サービス向上、業務効率化を図りたい。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請者が、手数料等の納入のために金融機関や県の窓口を訪問する必要がなくなる。  
また、クレジットカード決済やQR決済と異なり、地方公共団体において、指定納付受託者の指定や決済手数料等の支払いが不要となる。

### 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1、別表第2

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新潟県、高松市、大牟田市、宮崎県

—

## 各府省からの第1次回答

公金受取口座登録制度(口座登録法)は、公的な給付の迅速かつ確実な実施を目的とするものであり、行政手続の手数料等の引落としへの利用は本制度とは趣旨・目的を異にするものと考えます。

なお、口座引落としを可能とするためには、行政機関が口座情報の提供を受けるだけでなく、国民と金融機関、金融機関と行政機関の間での個別の契約締結等が必要となります。

このため、本制度において対応することは困難と考えられます。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

144

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること

### 提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省、環境省

### 求める措置の具体的内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請にあたり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。

### 具体的な支障事例

廃棄物処理業許可にあたり、法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写しを添えなければならないと施行規則に規定されており、申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、これにより電子申請への移行が困難となっている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請に当たって、添付書類が少なくなるほか、申請者による書類の取得作業がなくなるなど、申請者、行政双方の効率化が図られる。

### 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、第15条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の12、第10条の16、第11条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、さいたま市、清瀬市、川崎市、静岡県、熊本市、大分県

○住民票や登記事項証明書の内容をもとに市町等への欠格照会を行っている。申請者、行政双方の効率化、審査の迅速化のためには、マイナンバー等により欠格事項への確認ができるよう、必要な措置を講じていただきたい。（R3欠格照会：年17,000件超）

### 各府省からの第1次回答

登記事項証明書については、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始することとしており、また、令和5年度までに、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施することとしている。こうした登記事項証明書の添付省略に関する全体的な取組の中で、御要望への対

応について必要な検討を行うこととする。

住民票については、氏名・住所等を確認するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則で定める許可の欠格要件に該当しないかどうかを審査するための犯歴照会を可能とする目的で本籍の記載のある住民票の写しの提出を求めている。欠格要件の犯歴照会には個人を特定する情報として番地までの本籍情報が必要であるところ、マイナンバー制度における戸籍情報連携においては、個人を特定する情報としての本籍地の情報を連携できず、市町村コードまでに限られるため、現時点では対応が困難であるが、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め必要な検討を行う。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

171

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07\_産業振興

提案事項(事項名)

セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化

提案団体

川西市、兵庫県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、財務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

セーフティネット保証制度に係る特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務は全国一律であることから、認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減のため、国が認定申請のための統一的なオンラインプラットフォームを整備及び導入し、事業者や金融機関が市町村等に行う認定申請及び信用保証協会における認定内容確認のオンライン化を求める。統一的なプラットフォームとすることで、事業者や金融機関が複数の市町村へ申請する際にも画一的な方法で簡便に行うことができるようにする。

具体的な支障事例

### 【現状】

セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。

近年、添付書類の簡略化や、電子申請を取り扱う地方公共団体があるなど、少しずつ事務負担が軽減されている。しかし、全国的には中小企業者が地方公共団体に来庁して紙ベースの申請書及び添付資料を提出し、証明書を発行する手続を行っており、まだ事務手続の軽減・迅速化の余地がある。

### 【支障】

令和2年2月以降のコロナ緊急融資の申込殺到により、密を避けるべき状況下において、全国的に窓口の混乱が問題となった。

現状、オンライン環境が未整備の地方公共団体においては、証明書発行を受けるまでに来庁又は郵送で申請する必要があり、事業者又は代理で申請する金融機関にとって負担となっていることに加え、融資手続の停滞や融資実行の遅れが生じている。

新型コロナウイルス感染症拡大のリスクとなる移動や接触を減らすため、来庁や郵送での申請を継続することは避けるべきである。

添付書類の多さや減少率の手計算による数値確認も事務負担となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少した際は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比較することとなっているが、事業者が理解しておらず比較年度を間違えて申請しているケースが多く、再申請の事務負担が大きい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減し、セーフティネット保証及び危機関連保証制度に係る認定事務の迅速化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスク軽減が図られる。

## 根拠法令等

特定中小企業者認定要領、特例中小企業者認定要領

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、八王子市、高岡市、長野県、可児市、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市

○認定申請事務のオンライン化により、感染対策や審査事務の負担軽減が図れることや、自動点検が可能となり計算間違い等による訂正の必要が無くなるなどメリットがある。

○セーフティネット保証制度の認定事務は、来庁又は郵送により行っているが、今回のコロナ対策のように、全国的に影響のある事由によりセーフティネットが発動された場合、多くの申請が事業者からあるため、窓口が混乱することになる。認定事務自体は、複雑な作業ではないため、コロナ禍においては、移動や接触をなるべく避けるべきである。また、金融機関の速やかな融資実行事務の妨げにもなっている。

○現状、認定申請は郵送または窓口でしか受け付けていないため、事業主または代行金融機関の負担となっている。また、認定書の有効期限が1か月と定められている中では、受け取りに時間がかかることで、その後の融資実行までの手続が遅れ有効期限を失効することがある。また、全国一律の制度であるが、各自治体において独自様式を定めている場合もあり、代行金融機関が混乱している等の支障もあり、オンラインプラットフォーム構築により事務負担の軽減や手続の迅速化に高い効果が見込める。

○特に令和2年度は申請件数が多く、窓口申請者が殺到して対応に時間がかかった。

○令和2年2月以降、セーフティネット保証制度の認定申請が殺到したことにより、これまで累計で約 5,300 件の処理を行っており、担当職員（1名）が少ない中、膨大な事務量となっている。本申請は、感染対策のため、基本的に郵送で対応しているが、緊急的に資金繰り支援が必要となる場合は、金融機関や事業者が来庁して申請するケースも多く、感染リスクが高くなっている。新型コロナウイルス感染症に限らず、原油価格高騰や円安など、世界の不確実性が高まってきており、セーフティネット保証制度の申請件数が今後も増加すると推察される。膨大な事務量を効率的に処理していくため、デジタル化やオンライン化は必須であるが、市町村が単独でシステム構築・導入することは難しい。

○全国一律に押印廃止と法規定等整備するか、電子押印等、現行の行政システムに対応する必要がある。

○国がオンライン申請のプラットフォームを整備し、申請を一元化することで地方公共団体及び事業者の事務負担軽減に繋がる。ただし、地方公共団体、事業者の手続が煩雑になり、逆に双方の負担が増えることがないようなプラットフォームの構築を検討していただきたい。

## 各府省からの第1次回答

セーフティネット保証における認定申請事務については、既に一部の自治体において電子化が始まっており、国において、今年度中に全国展開に向けたシステムのあり方を調査の上、プロトタイプ構築による実証事業を通して検証し、来年度からの実装を目指しているところ。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

172

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

### 提案事項(事項名)

市町村結婚新生活支援事業補助金の申請手続におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

### 提案団体

秋田市、秋田県、能代市、横手市、大館市、男鹿市、大仙市、仙北市、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、羽後町、東成瀬村

### 制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁、総務省

### 求める措置の具体的内容

市町村結婚新生活支援事業における添付書類(所得証明書)の提出が省略できるよう、マイナンバー制度における情報連携の対象に新たに追加してもらう。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度】

補助要件(夫婦の合計所得が400万円未満)を確認するために、所得証明書の提出を求めている。

#### 【支障事例】

転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。

#### 【支障の解決策】

新たにマイナンバー制度における情報連携の対象に加えてもらう。これにより、他市区町村から課税されている場合でも当市で当該所得情報を確認できるようになることから、所得証明書の提出が不要となる。

#### <参考>

令和2年度 交付決定件数:52件 うち支障事例件数(※):28件

令和3年度 交付決定件数:60件 うち支障事例件数(※):27件

※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

転入者において課税市区町村からの所得証明書の取得が不要となることから、申請に係る負担が軽減され、住民の利便性が向上される。

### 根拠法令等

地域少子化対策重点推進事業実施要領

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、千葉市、高知県

○支障事例と同様、転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町

村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。

結婚新生活支援事業については、住民票、所得証明書、納税証明書などの諸証明をはじめ、対象経費となる住居の契約書等、申請添付の書類が相当数あることから、情報連携の対象とすることにより、所得証明書への添付を不要とすることで、事務の軽減が期待される。

令和3年度 交付決定件数:19件 うち支障事例件数(※):15件

※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。

#### 各府省からの第1次回答

結婚新生活支援事業は年度ごとに要綱要領を定め、予算補助として実施しているところである。当該事業における所得証明書の提出については、現在、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第2条で指定されている「地域少子化対策重点推進交付金」における「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められている。

補助金受給申請者の所得情報を確認するために、マイナンバー制度における情報連携を行う場合、当該事業を法令化する必要があるが、当該事業は実施自治体が制定する自治体要綱により独自の制度設計が可能であること、及び当該事業の全国の実施状況を踏まえれば、マイナンバー制度の情報連携に向けた法令化の検討は困難である。

なお、当該事業の事務処理については、実務上の負担軽減ができるよう今後ともよく検討していきたい。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

181

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

### 提案事項(事項名)

マイナンバーの独自利用事務および庁内連携に係る条例等制定に係る見直し

### 提案団体

練馬区

### 制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、デジタル庁

### 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度において、地方公共団体でマイナンバーを独自利用する場合等の条例・規則への規定について次のように見直しをお願いしたい。

- ①番号法第9条第2項に基づくマイナンバーの独自利用の場合について、条例ではなく、規則での規定でも利用を可能とする。
- ②番号法第9条第2項に基づく庁内部局間での特定個人情報の授受の場合および番号法第19条第11号に基づく庁内他機関との特定個人情報の授受の場合について、条例・規則での規定を不要とする。

### 具体的な支障事例

#### <①の事例>

令和3年11月に、東京都が新たに心身障害者医療費助成事務でマイナンバーを利用することとして都規則を改正した。当該医療費助成事務は、事務処理特例により各区で事務を実施している。マイナンバーの利用は各区任意であったが、情報連携により区民にとって添付書類省略が可能となるメリットがあるため、当区では利用することとした。

情報連携を実施するための個人情報保護委員会への届出は年3回(5~6月、9~10月、11~12月)であるが、独自利用の条例を定めている場合でのみ届出が可能であるため、条例改正手続(約3か月半)を待つことで、届出が令和4年6月、情報連携開始が令和5年2月となり、都の規則改正から情報連携開始まで約1年3か月かかることになる。規則での規定であれば、令和3年12月での届出が可能であったため、令和4年10月から情報連携が開始でき、約4か月早くサービスの開始が可能であった。

#### <②の事例>

健康増進事業の実施に関する事務について、令和3年5月31日公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、新たに番号法別表第2に追加されたことを受け、マイナンバー利用事務として取り扱うこととなった。

従前は、区の個人情報保護条例等に基づき行っていた当該事務に係る庁内の情報授受について、事務の実施の実態は何ら変わらないにも関わらず、庁内での特定個人情報の授受を行うにあたり、番号法第9条第2項または第19条第11項に基づく条例への規定が必要となった。条例改正には議会等対応を含め3か月半程度かかることとなり、また、併せて特定個人情報保護評価(重点項目のため約1か月)や規則改正(約2か月)等、従前の事務をそのまま実施するために延べ6か月半もの時間を必要とする事務が発生した。

今後、既に実施している事務がマイナンバー利用事務として指定された場合も同様の事務手続が発生することとなり、本来の事務を実施するにあたっての支障となることが想定される。同一自治体内での特定個人情報の連携に係る条例・規則での規定が不要となることで、延べ5か月半程度の事務が削減される。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

独自利用事務の情報連携の活用や、自治体内での情報の連携を迅速に行えるようになり、添付書類の省略や、情報の利活用による区民サービスの向上に寄与する。  
従前から行っている事務をそのまま実施するための条例改正等の手間が削減され、本来業務に時間を割くことができる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、富士見市、山梨県、城陽市、高槻市、高松市、宇和島市、大牟田市、長崎県、宮崎市

—

## 各府省からの第1次回答

地方公共団体におけるマイナンバーの独自利用及び特定個人情報の庁内連携を行うためには、マイナンバー法第9条第2項に基づき条例を定める必要がある。  
これは、個人番号の利用範囲については、個人情報保護の観点から、地方公共団体の長の判断のみで決めるのではなく、住民の代表で構成される地方議会における議論を経て、団体としての地方公共団体の意思に基づいて行うことが、マイナンバー法第9条第1項において規定されている国等の実施する事務について、国会による議論によって制定される法律で規定されることとの均衡に鑑みて、適切と考えられるためである。  
また、同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供するには、番号法第19条第11号に基づき条例を定める必要がある。  
これについても、個人番号の利用範囲と同様に、地方公共団体の長の判断のみで決めるのではなく、住民の代表で構成される地方議会における議論を経て、団体としての地方公共団体の意思に基づいて行うことが適切と考えられる。  
これを踏まえると、ご提案に応じることは困難である。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

182

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

### 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における特定個人情報保護評価の簡素化または廃止

### 提案団体

練馬区

### 制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、デジタル庁

### 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度における特定個人情報保護評価(PIA)の簡素化または廃止を求める。

特定個人情報は番号法及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に則り適切に取り扱う必要があり、また、情報公開制度により国民への透明性も担保されているところ、特定個人情報保護評価の実施が国民への透明性の担保にどれほど寄与しているのか、また、評価の実施なくして国民への信頼・透明性は担保できないのか等について、地方公共団体における事務負担も踏まえ、改めて制度の効果検証や見直しをお願いしたい。

### 具体的な支障事例

特定個人情報保護評価は、当該特定個人情報ファイルを保有する前に実施しなければならず、全項目評価の場合、評価書の公表までに6か月程度かかるため、迅速性を欠いている。また、制度開始に間に合わせるためにタイトなスケジュールで評価を実施する場合、評価書作成に係る職員の負担が大きい。

特に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に係る事務では、事後評価であっても、業務を遂行しながら意見聴取や第三者点検等の対応などを国の定めた期限までに行わなければならず、非常に大きな負担となっている。

#### <事例1>

令和2年11月30日に国から新型インフルエンザ特措法に基づく事務(全項目評価)について、令和3年3月12日までにPIAの実施を行うよう依頼があり、期限までに実施できない場合、令和3年6月からの情報連携が開始できない旨通知された。結果的には、リスク対策の変更等がなかったため再実施に該当せず、期限には間に合ったが、再実施が必要となっていた場合、制度開始に間に合わせるできないスケジュールであった。

#### <事例2>

ワクチン接種業務(全項目評価)においては、第1回目の接種が令和3年5月から開始する中、令和3年4月から令和3年12月にかけて全項目評価の再実施を行った。その後も令和4年2月の3回目接種開始の中、令和4年3月からワクチン接種記録システムについて再実施中であるが、さらに令和4年4月から接種証明コンビニ交付に係る再実施として、ワクチン接種業務を行いながら3回の全項目評価の再実施が必要となっており、大きな負担となっている。

#### <特定個人情報保護評価実施に係る期間>

全項目評価 新規保有・再実施とも6か月～

重点項目評価 新規保有4か月～ 再実施 2.5か月～

基礎項目評価 新規保有・再実施とも0.5か月～

#### <特定個人情報保護評価実施件数>

(1)令和3年度

全項目評価 新規保有0件 再実施1件

重点項目評価 新規保有1件 再実施0件

基礎項目評価 新規保有3件 再実施0件 ほか、見直し 62 事務  
(2)令和4年度(予定)  
全項目評価 新規保有0件 再実施4件  
重点項目評価 新規保有0件 再実施3件  
基礎項目評価 新規保有0件 再実施2件 ほか、見直し 42 事務

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特定個人情報保護評価に係る事務量を削減することができ、制度開始に向けて必要なシステムテストや職員の研修に時間をかけることができるようになる。  
また区民に対して、よりスピード感をもって利便性のあるサービスを提供できるようになる。

#### 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 27 条、第 28 条、特定個人情報保護評価に関する規則第 1 条、第 4 条～第 7 条、第 9 条、第 11 条～第 15 条、特定個人情報保護評価指針

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

富士見市、相模原市、三島市、京都市、高槻市、八尾市、西宮市、高松市、松山市、宇和島市、佐世保市、熊本市、宮崎市

○新型コロナウイルスワクチン接種に関する特定個人情報保護評価の再評価は、接種開始、証明書の電子化、コンビニ交付と短期間に何度も再評価を行わなければならないことや、事後評価でありながら、市民への意見聴取や第三者点検等も実施しなければならず、非常に大きな事務負担となっている。

○当課は、特定個人情報保護評価書のとりまとめ課ではあるが、当該評価の実施が、実際に国民への透明性の担保に寄与しているかどうかは疑問である。特定個人情報の取扱い等についての安全性の公表に関しては、より効果的で効率的な方法を検討していただきたい。

○特定個人情報保護評価(PIA)は、全項目評価の場合、関係法令等により、原則として特定個人情報ファイルの保有等の前に評価を実施(再実施)(評価書の作成(修正)、市民意見公募、第三者による点検)することが規定されており、事務量が多く複雑である。また一定期間を要するため、迅速性を欠くとともに他の人役を投じるべき事務を圧迫している。新型コロナワクチン接種に関連し、ワクチン接種記録システムによる住民の接種記録の管理やアプリによる接種証明書の電子交付などを実施するに当たり、全項目評価の実施(再実施)をこれまでに2回行っているが(現在3回目を実施中)、いずれも制度開始までに評価を完了させることが困難であったため、例外的に認められている緊急時の事後評価となり、実質外部の意見は反映できない形骸的な運用となっている。これらの実情や事務負担に対する効果等を勘案し、簡素化や廃止も含めたより効果的な制度への見直しが必要と考える。

○本市においても、評価書作成に係る職員の負担は大きく、特に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に係る事務では、事後評価であっても、業務を遂行しながら意見聴取や第三者点検等の対応などを国の定めた期限までに行わなければならない、非常に大きな負担となっている。今後も、接種証明コンビニ交付に係る再実施として、ワクチン接種業務を行いながら3回の全項目評価の再実施が必要となっており、大きな負担となっている。また、全項目評価の場合、住民の意見募集や第三者点検を行う必要があり、評価書の公表までに6か月程度かかるため、迅速性を欠いているとともに、職員の負担が大きい。

○本市においても、事務作業の量により即時性に欠くことや、膨大な内容を報告書として作成することが却ってマイナンバーの情報連携への壁になってしまっている。

#### 各府省からの第1次回答

特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)は、マイナンバー法第 28 条に基づき、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護する観点から、

- ①事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、
- ②国民・住民の信頼の確保を目的として行われるものであり、マイナンバー制度における重要な保護措置の一つである。

マイナンバー法第 27 条第 2 項において、保護評価指針については、少なくとも 3 年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとされているところ、こうした取組の中で、より効果的・効率的な保護評価につながるよう、関係省庁と連携しながら必要な対応を検討してまいりたい。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

183

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

### 提案事項(事項名)

情報提供ネットワークシステムでの事務処理誤り等に伴う情報提供等記録の追記作業の簡素化

### 提案団体

練馬区

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁

### 求める措置の具体的内容

情報提供ネットワークシステムにおいて、事務処理誤りが発生した場合に必要となる、情報照会者、情報提供者、運営主体の3者で行う情報提供等記録の追記作業を簡素化する。  
具体的には、誤った事務処理をした情報照会者による追記作業のみで完結できるようにする。

### 具体的な支障事例

情報提供ネットワークシステムでの情報連携を実施した際に、情報照会者による事務処理誤りが発生した場合、情報照会者、情報提供者、運営主体の3者において、報告票等の授受や、一部のケースではシステムへの追記処理等を行うなどの作業が発生する。  
当区では令和2年度から令和3年度の平均で、他団体からの追記作業依頼が約30件程度発生している。作業に要する時間を削減するため、報告票の授受により自動で追記処理が行われる「オンラインによる追記」も活用しているが、それでも1件当たりの対応時間が4時間程度かかっているため、年間で120時間以上の負担が生じている。今後、情報連携の活用がさらに進んでいった場合、より多くの追記作業依頼が発生することが想定される。  
他団体の誤処理により、これだけの時間を取られることは業務として非効率である。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

処理を誤った情報照会者の作業のみで追記作業が完了するようになれば、これまで情報提供者側で要していた追記作業の時間を削減でき、自団体の本来業務に割り当てることができる。

### 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第23条、情報提供ネットワークシステム接続運用規程

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、船橋市、神奈川県、大垣市、京都市、長岡京市、兵庫県、西宮市、岡山県、広島市、松山市、宇和島市、佐世保市、熊本市、宮崎市

○当市においても、年間数件の手続に同様の追加処理等が発生し、数時間の対応を要している。については、追記作業の簡素化により、業務の効率化が図れる。  
○当市では令和3年度実績で21件の追記対応があり、そのうちの13件が他団体依頼分だった。事務処理誤り

をした団体のみの対応になると、対応件数が約半分に減るため、事務負担軽減につながる。

○当市においても、提案団体と同様の支障事例があり、年間 30 件ほどの追記依頼作業を行っている。1 件あたりの処理に約 15 分ほどかかっており、年間 7.5 時間ほどの作業が発生している。

○当市においては、事務処理誤りによる令和3年度の情報提供等記録の追記は 15 件対応しており、1 件あたり 1 時間程度の作業が発生しているとして、年間 15 時間程度の負担となっている。オンライン追記機能も実装されているが、自治体以外の団体等と記録追記を行う場合は従来どおりの対応が必要となっており、抜本的な事務量の軽減にはつながっていないと思われる。特に事務処理誤りの場合は、情報照会者のみに起因した事由のため、情報提供者、運営主体の確認は不要と思われる。

○情報提供ネットワークシステムでの事務処理誤り等に伴う情報提供等記録の追記作業について、「オンラインによる追記」が利用可能になったことに伴い、書面による追記の作業が非常に煩雑になっている。具体的には、今まで一度の追記作業でよかったものが 2 回行わなければならない、マニュアルも非常に分かりにくい。現状、不開示から開示にする場合は書面による追記とすることとされているが、事務作業の効率化の観点からも見直しをしていただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答

情報提供等記録については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三条第一項及び同条第三項において、情報照会者及び情報提供者は、情報提供ネットワークシステムに接続されたそのものを使用する電子計算機に記録し一定期間保存することが、及び情報提供ネットワークシステム運営主体は、情報提供ネットワークシステム内において記録を保存することが、それぞれ定められています。

これは、誰が誰の情報をいつ提供したかが分かるようにすることにより不正行為への抑止力となるとともに、不正な情報提供がなされていないか、行政機関間での特定個人情報のやり取りの記録を国民自らが確認できる仕組みを整備することにより、マイナンバー制度に対する国民の懸念を払拭することに資するものです。

そのため、情報連携の対象となる特定個人情報や情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムの他、各機関の中間サーバー等においてそれぞれ保存・管理されておりますが、情報提供等記録の追記を行う際には、当該記録等の管理主体である各機関が、中間サーバー等における情報提供等記録に追記すべき情報を記録し、各機関は同一の記録を保持(三者整合)する必要があります。

一方、令和4年1月より、記録の追記業務の効率化のため、追記処理の一部では、オンラインによる追記処理を実装し、一部の機関において運用しています。地方公共団体(自治体中間サーバープラットフォーム)につきましては、実装当時から運用を開始しておりますが、オンラインによる追記を行うためには、情報連携を行う当事者(情報照会者・情報提供者)同士が双方とも当該機能を実装している必要があります。情報連携における記録のオンライン追記については、令和4年6月に実装機関を拡大しており、引き続き、実装機関の拡大に努めて参ります。

併せて、情報提供ネットワークシステムの運用においては、情報連携の事務処理誤り等を減らし、必要な情報連携が適正に実施され、各行政機関における事務の効率化や負担軽減に資するよう、地方公共団体を含めた各機関に対し、各種会議等を通じ広く周知等に努めて参ります。

なお、不開示情報を開示に変更する事務処理については、DV や虐待等の被害者(DV や虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。)の避難先の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報など、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報等が含まれることを鑑み、特段の注意をもって運用がなされる必要がありますので、オンラインによる追記の対象としていないところです。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

246

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

### 提案事項(事項名)

電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化

### 提案団体

特別区長会、龍ヶ崎市、大磯町、豊田市、砥部町、佐世保市、宮崎市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

### 求める措置の具体的内容

マイナンバーカードに搭載されている「電子証明書の更新」や「各種パスワードの初期化・再設定」の手続を、区市町村の窓口等、対面による手続に限定せず、コンビニのキオスク端末やオンラインでも可能とするなど、来庁せずかつ職員の手を介さない手法でも手続ができるよう、公的個人認証サービス事務処理要領における「市区町村の窓口など対面による手続」に関する記載（記載例：市区町村受付窓口へ提出、ICカードを持参する必要等）を改定し、コンビニやオンライン（マイナポータル等）でも手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度】

電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定については、申請者の本人確認のため、区市町村の窓口など対面による手続が必要とされている。

#### 【支障事例】

近年マイナンバーカードを活用する機会が増えてきたこともあり、いざ活用する場面になって、電子証明書の有効期限切れやパスワードの失念等により使用できないことが発覚し、更新等の手続のために来庁した方で、区役所等の窓口が混雑するケースが増えている。

#### 【制度改正の必要性】

マイナンバーカードの新規発行数は、ここ数年で急増しており、当区では令和4年5月1日現在で55%が保有している。今後全国的にも、短期間でカード保有者が急増していくことが見込まれる。令和7年度以降、当区にはマイナンバーカードの電子証明書の更新等のために、毎年3万から4万人が来庁することが見込まれ、窓口運営に支障をきたすことが懸念される。

#### 【支障の解決策】

署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。

電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電子証明書の更新手続や各種パスワードの初期化・再設定がコンビニやオンラインなど、来庁しなくてもできるようになることで、利用者は時間や場所に縛られず、いつでも、どこからでも手続ができるようになり、利便性が大きく向上する。

また行政側についても、窓口対応時間が縮減され、業務の効率化につながる。

## 根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第9条、公的個人認証サービス事務処理要領

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、小山市、川越市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、金沢市、半田市、豊中市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、吉野川市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県

○マイナンバーカードの利活用が広がると、電子証明書の更新や暗証番号の初期化、再設定等が必要となる市民が多くなる。カードを取得した後の市民サービス向上の声も市民から上がっている現状があるため、非対面化といった手続きの必要な措置を求める。

○電子証明書を含めた更新は5年ごとに必要である。対面を前提とした現行では、交付件数が多い年度から起算して5年ごとに市の事務が増え、年度間の業務量の平準化ができない。

市区町村窓口等を介さずにできるようになることで、市民の利便性が向上され、行政側の負担も軽減できる。

○当市におけるマイナンバーカードの交付件数は制度の初年及びマイナポイント実施年の2つのピークがある。そのため、令和8年には平成28年にカードの交付を受けた市民の有効期限切れに伴う再交付対応と令和3年にカードの交付を受けた成人の電子証明書更新・未成年の再交付対応が重複し、こうしたケースだけで年間3.5万人の来庁者が見込まれる。また、令和8年にはカードの交付率が現在の倍以上になり、これまで以上の券面更新・暗証番号再設定等の事務が生じることが想定される。庁舎窓口カウンターの構造や統合端末・住基ネット回線の手配を考えると臨時的な窓口増設等による処理能力増強には限界があるため、窓口事務・バックヤード事務に支障をきたすことが懸念される。

○当市においても、今後、年3万～5万人の更新が見込まれる。オンラインやキオスク端末などで手続きが可能となることで、窓口対応時間が短縮され、更新手続きの促進にもつながると考える。

## 各府省からの第1次回答

電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準（米国立標準技術研究所（NIST）の認証に関するガイドライン（NIST SP 800-63-3）等）を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に、自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い、電子証明書を発行する場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じる。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうため、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性がある。したがって、本人確認を対面で行い、電子証明書を発行することで、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールとなっていることから、マイナンバーカードの電子証明書をオンラインで発行・更新することは、現在のところ、想定していない。

また、パスワードは原則として本人のみが知っているものであり、認証の1要素を構成するものであるから、各種パスワードの初期化・再設定については、適切な本人確認を行った上で手続きを行う必要がある。署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定については、令和2年度における特別定額給付金実施時の状況を踏まえて、利用者証明用電子証明書の暗証番号の確認及びカードのICチップ内の顔画像とスマホで撮影した顔写真の照合を複合的に組み合わせることによって、対面によらずに本人確認を実現し、コンビニのキオスク端末を用いて行うことができるようにしている。一方で、署名用電子証明書以外の暗証番号について、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定を行うことができるようにすることについては、認証強度が確保できるかとの観点やシステム開発に係る費用対効果の観点から慎重な検討が必要と考えている。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

271

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

### 提案事項(事項名)

特定個人情報保護評価事務の一部省略

### 提案団体

神戸市

### 制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、デジタル庁

### 求める措置の具体的内容

特定個人情報保護評価のうち、公金受取口座活用等、国全体で進めるべき施策に係る事務に関するものにおける意見募集、第三者点検及び評価の公表については、国が一括して実施し、地方公共団体においては実施不要とすること。

### 具体的な支障事例

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の関連規定が令和4年1月1日に施行され、デジタル庁令で定める公的給付については、情報提供ネットワークシステムを活用して公金受取口座情報を取得することができるようになる。

情報提供ネットワークシステムを活用した公金受取口座情報の取得について、国は、令和4年10月試行運用開始、令和5年1月以降の本格運用を予定しているところ、地方公共団体は、各事務における特定個人情報保護評価(PIA)の実施が必要となる。

PIAについては、評価書の修正に加え、対象人数によっては、住民の意見募集や第三者点検、評価の公表を行う必要があり、自治体における事務負担が大きい。

【参考】公金受取口座活用のために修正が必要となる当市の評価書の数:17

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特定個人情報保護評価の実施に伴う地方公共団体の事務負担の軽減につながり、行政の効率化が図られる。

### 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条、特定個人情報保護評価に関する規則第1条、第5条、第6条、第7条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、北区、相模原市、横須賀市、京都市、大阪市、高槻市、八尾市、西宮市、山口県、高松市、松山市、佐世保市、熊本市、宮崎県

○評価書の作成・修正・再実施等に係る業務量は少なくない。国全体で進めるべき施策に係る事務に関するものにおける意見募集や第三者点検及び評価の公表については、地方公共団体が個別で行うのではなく、国が一括して実施することが適当と考える。

○PIAの修正、パブリックコメントの実施、審議会の開催及び評価の公表には多くの人役や時間を要している。

公金受取口座活用による影響は多くの事務手続に及び、今回の公金受取口座関連のPIAの修正は事務負担が大きく対応に苦慮している。

○当市においても、公金受取用口座の活用に関して対象となる事務が多岐にわたっており、その全てにPIAを再実施するのは、対象事務の所管課、PIAの庁内取りまとめを行っている番号制度担当課及び住民の意見募集・第三者点検を担当する個人情報担当課における事務負担が非常に高い。特に、公金受取用口座のPIAに関しては、各省庁から対象事務の所管課へ2～3月頃に通知があったが、第三者点検や住民への意見募集が必要となる事務については、評価書公表までに半年程度の期間を要することに加え、改修要否など複数のパターンが提示されており、情報連携方式の検討や、それに伴う改修仕様の策定に要する期間を踏まえれば、10月の試行までに評価書を公表するのが難しい事務が存在する。また、一度に多数の第三者点検を行う場合、点検者の負担が増加する。場合によっては、期限内に第三者点検を終えることができないことが懸念される。PIAは「事務」を単位として実施することとなっているが、今後、特定個人情報がより利便性を増し、多くの事務で共通のリソースとして活用できるようになればなるほど、1つの制度に対して大量のPIAを同時に実施するような場合が頻発することも想定され、市政執行に著しい支障をきたすことが懸念される。

○当市においても、国全体で進めている公金受取口座活用について、地方公共団体の該当事業ごとに特定個人情報保護評価を実施することは負担が大きいと感じている。地方公共団体の事務負担軽減のためにも、国が一括して実施していただきたい。

### 各府省からの第1次回答

特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)の実施主体は、特定個人情報ファイルを保有しようとする者である。保護評価の実施とは、評価書の作成から公表までの一連の手続を指すため、支障事例にある公金受取口座情報を取得する各事務については、特定個人情報ファイルの保有者である各地方公共団体に実施が義務付けられ、現行制度においては意見聴取等手続の一部を国が実施することはできない。

仮に、意見聴取・第三者点検のみ国が一括して実施したとしても、これにより得られた意見を、各地方公共団体の実態を踏まえ個別に評価書に反映することが効率化につながるとは考えがたく、評価書の作成と意見聴取等を実施する主体を分けることは、実務上においても適当ではないと考える。

なお、マイナンバー法第27条第2項において、保護評価指針については、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとされているところ、こうした取組の中で、より効果的・効率的な保護評価につながるよう、関係省庁と連携しながら必要な対応を検討してまいりたい。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

272

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

### 提案事項(事項名)

公的給付における公金受取口座利用時の給付ごとの意思確認の省略

### 提案団体

神戸市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁

### 求める措置の具体的内容

マイナポータルからの公金受取口座登録をもって、デジタル庁令で定める公的給付における当該口座の利用意思を確認したこととし地方公共団体による給付の際の改めての利用意思確認を不要とすること。

### 具体的な支障事例

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の関連規定が令和4年1月1日に施行され、デジタル庁令で定める公的給付については、情報提供ネットワークシステムを活用して公金受取口座情報を取得することができるようになる。

国からの事務連絡により、公金受取口座情報が登録されていても、個別の給付申請時に、申請者から公金受取口座の利用を希望する旨の意思表示をしなければ、公金受取口座は利用できないとされているため、都度、意思確認のためのやりとりが発生するほか、給付申請の際に公金受取口座の利用意思ありとされたにもかかわらず、実際には公金受取口座情報自体が登録されていないということも想定され、かえって給付事務が混乱する可能性がある。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

利用者は給付申請の都度の意思表示が不要となり、利便性の向上につながる。また、地方公共団体は給付申請の都度の意思確認が不要となるため、事務の効率化が図られる。

### 根拠法令等

「公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて」(令和4年3月14日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)別紙1-第4-Q13等

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、伊勢崎市、船橋市、八王子市、京都市、長岡京市、高槻市、寝屋川市、高松市、宮崎県

○公金受取口座を登録した場合でも個別の給付申請を行う必要があるとした場合に、迅速な給付が達成できず制度の目的が果たせないと考えられるため、利用の意思確認を不要としたい。

### 各府省からの第1次回答

原則として、給付を実施する行政機関等は各給付金制度に基づき、当該給付の振込先口座の確認を行って

るものと承知しています。

公金受取口座を登録している場合には、給付の受取りを公金受取口座に限定することが可能かは、各給付金制度に基づきご判断いただく必要があります。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 第1次回答

管理番号

287

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

### 提案事項(事項名)

国所管機関の市県民税特別徴収分の納付方法変更

### 提案団体

大府市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、財務省

### 求める措置の具体的内容

国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納付方法を共通納税システムを活用した納付方法へ変更する。

### 具体的な支障事例

国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法(ADAMS IIによる市町村の口座へ直接振込)で行われており、ADAMS IIの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別や税目などを確認し、最後に市町村側で印刷しておいた納入書を使って消込作業を行っている。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するか共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS IIによる納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業(退職・転勤・所得の更正等に伴うもの。なお、紙の納入書を利用される場合には、手書きで書き直しを民間の事業所や地方公共団体などの納入元が行っている。)が不要である。そもそも国として、市県民税の特別徴収分を共通納税システムを使って電子納付する事を推進しているのであれば、国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものへ変更していただきたい。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

共通納税システムを活用した納入を行えば、税目や期別、給与所得分か退職所得分などがはっきりした情報で紐づけされ入金されるため、国所管機関独自の納入情報の通知のダウンロード作業や内容の確認及び市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業が不要となる。また、口座に入金されたものを市町村で作成した納入書を使って情報を付与しているが、その納入書を作成する必要が無くなるため、様式の購入費や印刷経費が削減できる。  
当市での件数は、年間 15 機関程度 × 12 か月分 = 180 件程度であり、全て市の口座へ入金されたのち、市で発行した

### 根拠法令等

支障の原因ではないが、参考根拠法令 地方税法第 321 条の 3、第 321 条の 4

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、いわき市、ひたちなか市、川越市、桶川市、千葉市、八王子市、相模原市、横須賀市、高岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、城陽市、高槻市、出雲市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、松山市、八幡浜市、東温市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

○当市での件数は、年間 80 機関程度×12 か月分=960 件程度あり。

○当市において、賛同する理由として「別途会計課を経由する間接的な納付」、「官庁会計システムを利用した税額の確認」の2点がある。

1点目の「別途会計課を経由する間接的な納付」に関しては、一度某官庁において、給与の支払と退職金の支払が異なるという理由で納付時期にずれが生じるという事態があった。当市では住民税担当と出納担当が異なる課で作業をしており、該当課同士での処理が滞る事態となった。このような納付方法を採用しているのは国の機関のみである。

2点目であるが、「官庁会計システム」を利用して事前の税額の確認をしなければならない。この時に問題が無ければそのまま納付を受け入れる形になるが、不明な金額を記入している機関を目にする。大体的場合正しい税額で入ってくるので問題はないが、実際に異動等があった場合と見分けがつかず、確認作業等で時間がかかっている。

○国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法(ADAMS IIによる市町村の口座へ直接振込)で行われており、ADAMS IIの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別、税目、納入額などを確認し、1件ごとに消込データを作成して消込作業を行っている(退職所得分については、納付書を作成して指定金融機関経由で消込データを作成)。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するか共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS IIによる納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、消込データの作成、納付書作成が不要である。月当たり 140 件程度の納付があり、納付額の確認・消込データの作成に多くの時間を要している。国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものへ変更していただければ事務作業の軽減が図れる。

○現実に市町村の事務の遂行に支障があり、手法を変更することで改善されるのであれば、検討いただきたい。

○当市においても提案団体と同様に、印刷した納入書を使って消込作業を行っている。

ADAMS IIではなく、共通納税システムを通して納入を行うことで、消込作業の効率化及び紙の滞通の保管場所の削減など、行政事務に関して改善が見込まれる。

○当市においても対応に支障が生じている。件数は令和4年5月現在、月間で 500 件を超えており、金融機関からも受入に難色を示されるケースも発生している。

令和5年度に予定される地方税共通納税制度における賦課税目拡大の背景には、金融機関における受入業務の負担軽減も深く関係しており、放置することができない問題であると考えます。

○当市においても国機関が使用する ADMS II とその他事業所等が使用する共通納税システムの両方での収納作業を行っている。国機関等が共通納税システムを利用しての納入となれば、事務量の縮減につながる。

○共通納税システム(eLTAX)を活用した納入については、電子データを取込むことで消込作業が行えることから非常に有用である。

当市の国所管機関からの納付件数は概ね月 250 件×12 か月=年間 3000 件程度発生しており、都度納入書を作成し消込作業を行わなければならない、非効率な事務となっている。

国が推奨している共通納税システムを、国所管機関が活用することで、収納消込業務の効率化が期待できる。

○当市でも入金機関や内容確認に苦慮しています。入金した機関や税目等の情報が共通納税システムにより事前に通知されれば、対応にかかる作業が効率化できます。

○当市でも、国所管機関からの市県民税特別徴収分の納入は市の口座へ入金され、約 70 機関×12 か月で年間約 840 件の取扱いがある。官公庁会計システムで納入情報を確認してどの機関からの入金分か突合し、当市発行の納付書により消込処理を実施しているが、納入情報の突合作業にかなりの時間を要し、また退職や異動等により金額が変更されて入金されることも多々あり納付書の金額訂正作業も必要なことから、入金日のうちに消込みができず公金化が遅れてしまう事態も発生している。国所管機関からの納入に地方税共通納税システムを利用することにより、それらの消込業務が不要となり迅速な公金化が可能となることから、当市のみならず全国の市町村において消込業務の効率化が可能となる。

また、当市指定金融機関より、公金収納に係る手数料等の費用負担について具体的な要望を受けているが、国所管機関からの特別徴収分の消込についても納付書により消し込むため費用負担の対象となり、地方税共通納税システムの利用料よりも高額となる見込みであることから、地方税共通納税システムを利用した納入方法に変更することにより費用負担の削減も可能となる。

令和4年3月 29 日付総務省通知(総行第 85 号・総税企第 35 号)「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」においても、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化と併せて、現時点における公金収納等事務についての適正な費用負担となるような見直しを行うよう助言されており、地方税共通納税システム利用による業務効率化は、国の方針に沿った取り組みである。

○当市においても同様の方法で消込作業を行っている。従前の方法の場合、納入書を金融機関の窓口を持ち

込んだ日が領収日(納入日)となるため、市町村側の確認作業が遅れると「実際に口座に入金された日」と領収日が大きくなることになる。領収日が納期限を過ぎると、延滞金が発生する可能性が生じる。共通納税システムであれば納入書を使って消し込むという手続きが省略でき、システムでの納入日が領収日となるため、市町村側の作業の遅れによる延滞金発生の可能性はなくなる。

○当市でも同様の事例が約 600 機関×12 か月分発生しており、各機関への消込処理に膨大な事務処理時間を要している。

○当市も同様に、国所管機関独自の方法(ADAMSⅡ)により、国所管機関からの振込が別段口座ある。口座に入金されたものを当市で作成した納付書により消し込み作業を行っていることから、納入情報の確認から納付書作成までに時間を費やしている。また、賦課当初に1年間の納付書を送付しているにもかかわらず、その納付書は使用されず、当市で改めて納付書を作成することになり無駄が発生している。件数は、年間約 2,400 件(約 200 件/月×12 ヶ月)。

○ADAMSⅡから送信される入金情報を確認及び必要に応じて修正後、官公庁より入金された内容との突合せを毎月 300 件以上行っている。その作業に時間がかかるため、消込されるまでにも時間がかかってしまい、大変な労力がかかっている。

○当市の場合、同一機関が複数回に分けてADAMSⅡの手続きを行うことがあり一月あたり約 200 件の処理を行っている。

ADAMSⅡの場合、異動届の提出漏れにより賦課額と納付金額に差が生じることが多々あるが、共通納税システムであれば異動届の提出も可能である。

また、指定番号の記載誤り等も多く、事業所の特定に時間を要している。

加えて、地方検察庁においては、正職員はADAMSⅡの帳票、非常勤職員は別システムでの帳票となっており、帳票が同日に届かないことも多く、消込作業に数日要することもある。

○現在、国所管機関からの市県民税特別徴収分について、ADAMSⅡからダウンロードしたデータと口座に入金された明細データを突合し、納入書を作成しております。提案団体のご意見とおり、国所管機関についても共通納税を利用してもらえれば、突合作業や納入書出力作業の人的費、納入書様式作成経費など削減ができません。

○当市においても同様の支障が生じているため、国所管機関が共通納税システムを活用する際、例えば管理番号の入力漏れがあった場合、市町村側で補記する必要が生じるなど、かえって事務負担が増加することとなるため、正確な操作をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答

提案いただいた内容に関しては、地方自治体職員の業務効率化に資することから、共通納税システムを活用した納付方法の変更に向けて、今後、関係機関(デジタル庁、総務省、財務省等)において提案内容にかかる課題整理や具体的な実現方策について検討を進めてまいります。